明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔府　令〕
○金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府五四）　一
〔省　令〕
○政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則及び政党助成法施行規則の一部を改正する省令（総務七九）　二
○商業登記規則等の一部を改正する省令（法務四二）　三
〔告　示〕
○特別とん譲与税法施行規則第二条の規定による平成二十七年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる開港所在市町村ごとの率を定める件（総務三一八）　四
○政党助成法第三十三条第三項の規定による政党交付金による支出に充てていない政党交付金の引継の届出があったので公表する件（同三一九）　五
○政党交付金を返還すべき政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を公表する件（同三二〇）
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学一五五、一五六）　六
○労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（厚生労働三八八）　三
○農薬を登録した件（農林水産二一五七～二一五九）　八
○農薬を再登録した件（同二一六〇）　一九
○農薬の登録が失効した件（同二一六一）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
平成二十六年度・事業年度財務諸表（独立行政法人海洋研究開発機構・独立行政法人水産大学校・独立行政法人国際観光振興機構）、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

## 府令

### ○内閣府令第五十四号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項第一号及び金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の五の二第二項第三号の規定に基づき、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年九月二十五日　内閣総理大臣　安倍　晋三

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第十一項に後段として次のように加える。

この場合において、第三項又は第六項の規定による届出には、当該届出者が本邦内に本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所を有する者に、第三項及び第六項に規定する届出に関する一切の行為につき、当該届出者を代理する権限を付与したことを証する書面（日本語による翻訳文を含む。）を添付しなければならない。

第十二条第一号中「すべて」を「全て」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

(1)　当該有価証券の発行者と当該有価証券の取得勧誘に応じて当該有価証券を取得しようとする者（以下ロにおいて「取得者」という。）との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との間において、前条第一項に規定する事項（以下ロにおいて「転売制限」という。）を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘が行われること。

(2)　転売制限の内容が、取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に表示される権利の内容として記載されており（当該有価証券が外国において発行される有価証券である場合は、金融商品取引所が公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認める書面において、当該有価証券に係る取引の条件として記載されている場合を含む。）、かつ、当該有価証券の取得勧誘を行う者（金融商品取引業者等に限る。）が当該取得者に転売制限の内容を説明した上で、当該取得者が転売制限を遵守することに同意することを取得の条件として、取得勧誘が行われること。

第十二条第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ及び第五号ハ中「及び当該有価証券と同一種類の他の」を「と同一種類の」に改め、同条第六号中「及び当該株券と同一種類の他の」を「と同一種類の」に改め、同条に次の五項を加える。

2　前項第一号ロ(2)に規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、前項第一号ロ(2)に規定する書面の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて転売制限情報を送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された転売制限情報を電気通信回線を通じて書面被交付者の閲覧に供し、当該書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該転売制限情報を記録する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法